

別添

## 鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務仕様書

鳥 取 県

## 第1章 概要

### 第1節 業務名

鳥取県地方税電子申告ASPサービス調達業務（以下「本業務」という。）

### 第2節 業務の目的

鳥取県（以下「県」という。）では、平成18年1月から、旧一般社団法人地方税電子化協議会、現在の地方税共同機構（以下「共同機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）を導入し、法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の電子申告を運用しており、平成23年1月から「国税連携システム」、平成23年9月からASPサービスの形態に切り替え本業務の運用を行っている。

また、県ではeLTAXの標準機能に加えて県税基幹システムとのデータの授受を行っているが、現行のASPサービス提供者（以下「現行ASP業者」という。）との契約満了となるため、新たな受注者において本業務を実施し、前述した機能をASPサービスとして提供を受けるとともに円滑な運用を行う事を目的とする。

### 第3節 基本方針

本業務の基本方針は次のとおりとする。

#### 1 機能及び運用

（1）共同機構が提供する仕様を満たすこと。

なお、共同機構が提供する仕様は、次のURLから入手すること。

<https://www.lta.go.jp/>

（2）本業務は、共同機構によりeLTAXベンダとして登録された業者によって、ASP方式により提供される。

（3）受注者は、本業務に必要な機器の調達、設置及び維持管理、ソフトウェア等の開発を責任を持って行い、（1）の仕様及び本仕様書に定められた基準に基づき誠実に本業務を行うこと。

#### 2 安全性及び信頼性の確保

（1）本業務に係る通信はLGWANを使用すること。

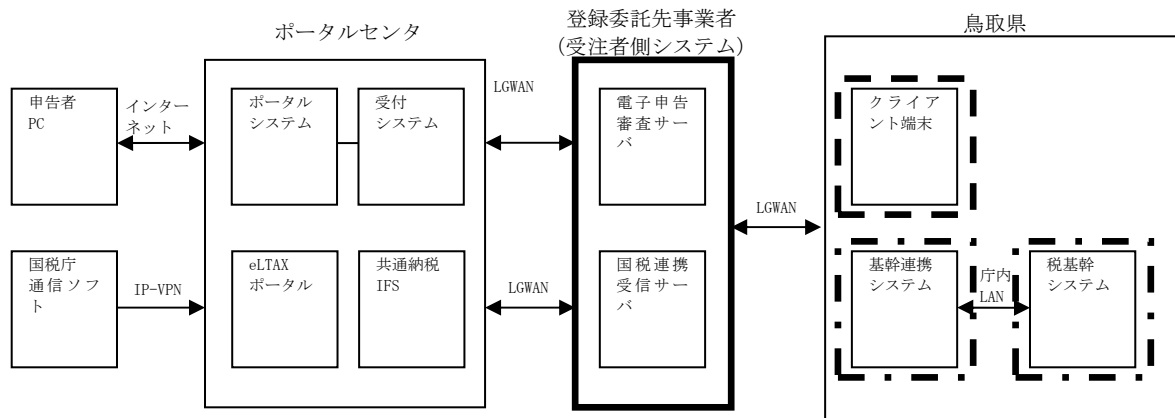
（2）個人情報の取扱いについては業務に関わらず適切かつ厳重に行うこと。

（3）データの安全と、本業務の安定運用を確保するために、セキュリティ対策を十分に行うこと。

## 第4節 調達範囲

### 1 全体概要図

全体概要図を以下に示す。



### 2 調達の範囲

本業務の調達範囲は、全体概要図の太線の囲みの部分とする。

本業務において受注者が行う主な内容は、次のとおりである。

- (1) 本業務はASP方式により提供するものとし、詳細については第2章第1節、第3節及び第4節を参照のこと。(1の全体概要図の太線部分)
- (2) 現行ASP業者からのデータを移行すること。
- (3) 導入作業におけるクライアント端末の環境設定を行うこととし、詳細については第2章第2節2(2)イを参照のこと。(1の全体概要図の破線部分)
- (4) 税基幹システムとの連携環境の整備を行うこととし、詳細については第2章第2節3を参照のこと。(1の全体概要図の一点鎖線部分)

なお、本仕様書に明示していない事項であっても、本業務で使用するシステムの正常稼働のために必要なものがある場合には、これを本業務の調達の範囲とする。

- (5) 総合運転試験を実施することとし、詳細については第2章第2節2(3)を参照のこと。

## 第5節 本業務に係る契約の期間

契約締結日から令和13年12月31日まで(以下「契約期間」という。)とする。

なお、本業務で使用するASPサービスの運用期間(以下「運用期間」という。)は、令和8年12月7日から令和13年11月30日までとする。

また、運用期間終了後の令和13年12月1日から同月31日までの間に連携サーバのデータ消去等を行うこと。

## 第6節 納入物及び納入期限

本業務に係る納入物の種類及び納入期限は下表に記載するとおりとする。

また、それぞれの納入物については、紙媒体1部、電子媒体(PDF形式)1部を第7節に記載する場所に納入すること。ただし、下表の6から8に記載する報告書については紙媒体1部のみとする。

納入物の種類	内 容	納入期限
1 本業務で構築するシステム仕様書	受注者側システムの具体的な提供内容及び税基幹システムとの連携方法等を取りまとめたもの	令和8年9月末
2 導入計画書	導入スケジュール、実施体制及び主任担当者、データ移行、クライアント端末の	令和8年9月末

	設定、総合運転試験、税基幹システムとの連携、その他本業務の導入に必要な事項を取りまとめたもの	
3 ソフトウェア導入手順書	第2章第2節2(2)イ及び3(1)アの手順書	各ソフトウェア導入の10日前まで
4 総合運転試験結果成績表	総合運転試験の結果を取りまとめたもの	試験実施後10日以内
5 運用計画書	運用管理体制、ヘルプデスク、年間・月次スケジュール、障害時の対応等を取りまとめたもの	令和8年11月27日まで
6 導入準備完了報告書	運用開始までの初期設定及びデータ移行等の業務完了報告書	完了から10日以内又は令和8年12月6日のいずれか早い日まで
7 実績報告書	運用実績、ヘルプデスク実績等を取りまとめたもの	各年度終了後10日以内
8 データ消去業務完了報告書	本業務に係るデータ消去業務完了報告書	完了から10日以内又は令和13年12月31日のいずれか早い日まで

## 第7節 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県令和の改新戦略本部税務課（本庁舎5階。以下「発注者」という。）

## 第8節 一般事項

### 1 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

### 2 資料提供

- (1) 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うこと。
- (4) 発注者及び受注者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行う。

### 3 作業場所の特定

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定し、作業場所を特定したことが分かる書類（様式自由）を発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

#### 4 著作権

(1) 本業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権は、本業務に係る委託料が全額支払われたとき持分の半分を相手方に無償で譲渡することにより、発注者及び受注者の共有とする。ただし、納入物に従前の著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は従前からの著作権者に帰属する。

なお、システムの改修等を行うのに必要な範囲で共有著作権を行使する場合、著作権法（昭和45年法律第48号）第65条第2項に基づく合意は要しない。

(2) (1)の規定による著作権の譲渡があった場合、受注者は著作者人格権を行使しない。

(3) 発注者又は受注者は、納入物又はこれを複製し、改変し、翻案したものを販売、賃貸等することにより第三者の利用に供する場合（以下「販売等」という。）は、著作権法第65条第2項に基づき、相手方の合意を得る。

(4) 前項の場合において、発注者及び受注者は、システムごとに、(1)の規定により共有する著作権に係る双方の持分、販売等により得られる収入の分配その他必要な事項を定めた契約（以下「販売等収入分配契約」という。）を別途締結する。この場合において、発注者又は受注者が相手方に支払う額は、販売等により得られた収入に、販売等収入分配契約において定める著作権の持分の割合及び次に掲げる率を標準として販売等収入分配契約において定める率を乗じて得られる額に、当該額に対応する消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得られる額とし、翻案の程度によりこれによりがたい場合には、販売等収入分配契約において定めるところによる。

ア 県外に住所又は主たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）を有する者が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	3パーセント
納入物に翻案を加える場合	9パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	15パーセント
納入物に翻案を加えない場合	30パーセント

イ 県内に住所等を有する者及び鳥取県が販売等をする場合

納入物に著しい翻案を加える場合	1パーセント
納入物に翻案を加える場合	3パーセント
納入物に軽微な翻案を加える場合	5パーセント
納入物に翻案を加えない場合	10パーセント

#### 5 追完請求権

(1) 発注者は、納入物の引渡しを受けた後において、当該納入物が仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

#### 6 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負

担する。

## 7 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 8 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに10の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1) から (4) までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 9 個人情報及び特定個人情報等の取扱い

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」及び別記2「特定個人情報取扱業務委託契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、10の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

## 10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1) の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に委託業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

## 11 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

## 12 完了・実績報告及び検査

受注者は、第2章第1節2(1)に係る導入準備が完了したときは、完了の日から10日以内又は令和8年12月6日のいずれか早い日までに第6節の表の6に記載する導入準備完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

また、13(2)の表に記載する年度ごとの業務が完了したときは、完了の日から10日以内に第6節の表の7に記載する実績報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

ただし、令和13年度においては、上記実績報告書と第6節の表の8に記載するデータ消

去業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けること。

### 13 委託料の支払

(1) 導入準備に係る委託料については、令和8年度に一括して支払う。

(2) 運用に係る委託料については、ASPサービス運用開始月から支払うこととし、その期間は下表に記載するとおりとする。その際の請求金額は、運用に係る委託料を60で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を月額委託料とし、下表に記載するそれぞれの年度の月数を乗じて得た金額が各年度の請求金額とする。

なお、請求金額の総合計金額が本業務に係る契約金額に満たない場合は、最初の年度の請求額で調整する。

また、運用が1月に満たない月に係る月額委託料は、日割り計算を行わないものとする。

年度	支払内容
令和8年度	導入準備に係る委託料
	運用に係る委託料 月額委託料×4月分（R8年12月分からR9年3月分まで）
令和9年度	運用に係る委託料 月額委託料×12月分（R9年4月分からR10年3月分まで）
令和10年度	運用に係る委託料 月額委託料×12月分（R10年4月分からR11年3月分まで）
令和11年度	運用に係る委託料 月額委託料×12月分（R11年4月分からR12年3月分まで）
令和12年度	運用に係る委託料 月額委託料×12月分（R12年4月分からR13年3月分まで）
令和13年度	運用に係る委託料 月額委託料×8月分（R13年4月分からR13年11月分まで）

(3) 受注者は、12の導入準備完了報告書又は実績報告書（令和13年度においては、実績報告書及びデータ消去業務完了報告書）が合格と認められた通知を受けた後、速やかに請求書を提出し、発注者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

(4) 受注者は、別途発注者が指定する期限までに、導入準備に係る委託料及び運用に係る委託料それぞれの金額を提出すること。

### 14 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

### 15 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

### 16 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

## 第2章 本業務の基本仕様

### 第1節 本業務の前提条件

#### 1 規定、ガイドライン等

本業務に当たっては本仕様書のほか、次の規定、ガイドライン等により実施すること。

##### (1) 共通事項

受注者側システムと県との接続は、LGWANを利用し、「総合行政ネットワークASP基本要綱」（地方公共団体情報システム機構）に準拠すること。

本業務に係る運用管理及びセキュリティ対策は、「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」（平成20年1月 ASP・SaaSの情報セキュリティ対策に関する研究会）に準拠する、若しくは、共同機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」その他の文書によること。

個人情報については適切かつ厳重に管理することとし関係法令を遵守するほか特記事項を遵守すること。

また、本業務の実施上取り扱う個人情報以外の情報についても、特記事項の規定に準じて取り扱うこと。

##### (2) 審査システム

システム構築、試験、運用等に当たっては、共同機構が提供する「委託利用型審査システムハードウェア/ソフトウェア調達仕様書」その他の仕様書によること。

##### (3) 国税連携システム

システム構築、試験、運用等に当たっては、共同機構が提供する「国税連携システムに係る仕様書」その他の仕様書によること。

#### 2 導入スケジュール

本業務の稼動に係る全体スケジュールは次のとおりとするが、詳細な日程は、共同機構から提供されるスケジュールに従い受注者と発注者が協議の上決定することとする。

##### (1) 導入準備期間

ア 初期設定、データ移行

令和8年9月から11月まで

イ 試験、本番データ移行等

令和8年11月から12月6日まで

##### (2) 運用開始日

令和8年12月7日

### 3 クライアント環境

本業務の環境は、県の税務担当職員が、庁内LANの端末（以下「クライアント端末」という。）によりシステムを利用し、既存のクライアント端末は、発注者に2台、鳥取県東部県税事務所、鳥取県中部県税事務所、鳥取県西部県税事務所に2台ずつの計8台である。

拠点名	住所	審査システムクライアント端末			国税連携システムクライアント端末
		運用管理	審査業務	試験環境	
鳥取県総務部税務課 (端末台数:2) ※1	鳥取県鳥取市東町一丁目220	有	有	有	有
鳥取県東部県税事務所 (端末台数:2) ※2	鳥取県鳥取市立川町六丁目176	無	有	有	有
鳥取県中部県税事務所 (端末台数:2) ※2	鳥取県倉吉市東巖城町2	無	有	有	有
鳥取県西部県税事務所 (端末台数:2) ※2	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地	無	有	有	有
県の情報管理部門が所管する仮想デスクトップ(VDI) (利用数:130) ※3		無	有	有	無

※1 各クライアント端末に審査システムクライアント機能（運用管理機能、審査機能）及び国税連携システムクライアント機能を導入。

※2 各クライアント端末に審査システムクライアント機能（審査機能）及び国税連携システムクライアント機能を導入。

※3 利用数については現時点での目安であり変動もあり得る。

### 4 参考データ量

#### (1) 県における法人二税電子申告件数（実績）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
13,637	14,259	14,917	15,247	15,090

#### (2) 県における国税連携に係るファイル受取件数（実績）

令和5年度 35,218件

令和6年度 31,503件

## 第2節 本業務の導入

受注者は、本業務に当たり、発注者と十分な検討を重ね誠実に以下の項目を実施すること。また、発注者が協議の開催を求めたときは、速やかに対応すること。

なお、受注者は、共同機構が提供する「eLTAXリプレイス計画書」その他の仕様書に従い、個別の詳細な作業手順を作成し作業を進める。

### 1 導入計画

受注者は、導入スケジュール、実施体制及び主任担当者、データ移行、クライアント端末の設定、総合運転試験、税基幹システムとの連携、その他本業務の導入に必要な事項を取りまとめた導入計画を、第1章第6節表の2の納入期限までに発注者に提出し、発注者と協議の上決定すること。

## 2 設定等

受注者は、本業務に係るASPサービスの運用開始までに、以下に掲げるデータ移行作業及び新環境の設定作業のほか、ネットワーク疎通試験、総合試験等必要な作業を行うこと。

### (1) データ移行作業

受注者は、共同機構が提供する「審査システムDB移行運用手引書」、「データ移行マニュアル（国税連携システム）」及びその他関連仕様書に従い作業を進めること。

### (2) 設定等作業

- ア 受注者は、本業務を行う上で必要となるLGWAN上のネットワーク環境を構築し、ポータルセンタへ接続するための設定作業、受注者側システムの初期設定作業等を行うこと。
- イ 既存のクライアント端末へのクライアント端末用ソフトウェアのインストールは、発注者が別途契約するクライアント端末の保守業者が行うが、受注者は、ソフトウェアの導入に係る導入手順書の作成及びサポートを行うこと。

### (3) 総合運転試験

総合運転試験実施に当たっては、共同機構が提供する各種試験手順書に基づき行う。  
なお、導入計画書において総合運転試験の計画を記載し、発注者と協議の上決定すること。  
また、総合運転試験実施後は結果成績表を提出すること。

### (4) 試験環境及び支援体制

クライアント端末側で行う試験については、発注者が試験環境を用意する。  
なお、受注者は試験実施に伴う発注者からの問合せに適切に対応できるよう支援体制を整えること。

## 3 税基幹システムとの連携等

### (1) 整備内容

本業務において、ASP上の受注者側システムとのデータ連携を行うためのサーバ（以下「基幹連携サーバ」という。）を1台整備する。

なお、基幹連携サーバは発注者が用意する。

ア 受注者は、受注者側システムからデータを自動でダウンロード、アップロードできるソフトウェア（以下「連携ソフト」という。）を準備すること。

なお、この受注者が準備した連携ソフトの導入は、発注者が別途契約する税基幹システム保守事業者が行うので、連携ソフトの導入及び試験について手順書の作成及びサポートを行うこと。

また、次の作業時には、受注者が現地（鳥取県鳥取市）での立ち会いを行うこと。

(ア) 連携ソフト導入時

(イ) 連携ソフトと受注者側システムとの疎通試験時

イ 基幹連携サーバの環境は、以下のとおりである。

項目	形状・仕様
CPU	1個（インテルXeonプロセッサ2GHz以上）
メモリ	4GB以上
ハードディスク	200GB以上
OS	Windows Server 2019等
導入ソフトウェア	総務省令で定める基準、地方公共団体情報システム機構の規定及び機構の規定で定められる接続方法で行うこと

※ 基幹連携サーバとは、仮想化技術を利用した仮想マシンのことである。

基幹連携サーバに導入するシステムは仮想化されたサーバ環境であっても動作保証すること。

なお、CPU／メモリ／ハードディスクのスペックは受注者が準備するシステムの要求スペックにより変更可能である。

※ 想定する税基幹システムとの連携イメージは、別紙「税基幹システムとの連携に係る資料」に示すとおりである。

## (2) 連携対象データ

### ア 審査システム

共同機構が提供する「審査システム仕様書」に記載の基幹システムとの連携機能のうち、以下のデータ連携を行うことができること。

#### (ア) 基幹システムへの連携

##### a 連携対象

- (a) 申告データ（連携用ファイル（申告データ）、未出力ファイル）
- (b) 軽油引取税申告データ
- (c) 利用届出データ（利用届出ファイル）
- (d) 団体間回送データ ※令和9年9月地方税外部連携システムへ移管されるまでが対象
- (e) 法人名簿・申告決議データ ※令和9年9月以降は対象外

#### (イ) 基幹システムからの連携

##### a 連携対象

- (a) プレ申告データ
- (b) 団体間回送データ ※令和9年9月地方税外部連携システムへ移管されるまでが対象

### イ 国税連携システム

共同機構が提供する「HULFTを利用した他サーバ連携に係る仕様書【確定版】」に記載の他サーバ連携機能により連携可能なファイルについて、データ連携を行うことができるようにすること。

なお、同様の処理が可能なアプリケーションを受注者が提供できる場合は、HULFTを利用した他サーバ連携でなくても可とする。

#### (ア) 基幹システムへの連携

##### a 連携対象

- (a) 所得税確定申告書データ

## 第3節 機能仕様

- 1 共同機構が提供する電子申告等システムに対応すること。
- 2 共同機構が提供する国税連携システムに対応すること。
- 3 共同機構が提供する納税システムに対応すること。
- 4 第2章第2節3に記した税基幹システムとの連携ができること。

## 第4節 システム運用基盤

### 1 セキュリティ対策

本仕様書に定めるとおりとする。

### 2 運用管理

本業務の運用管理に求められる要件は、共同機構が提供する「参加団体 運用マニュアル（ポータルセンタ関連）」「運用マニュアル（国税連携受信サーバ）業務運用編【確定版】」ほか運用関連仕様に基づくほか、次のとおりとする。

(1) 本業務に係るASPサービスの利用時間

計画停止を除き、午前8時30分から午後7時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（以下「休日等」という。）を除く。）とする。

なお、バージョンアップ作業等、運用保守作業は、サービス提供時間外に行うこと。

また、試験環境は、発注者の求めに応じて適時利用可能とすること。（休日等を除く。）

(2) ASPサービスの運用計画

受注者は以下の事項について、発注者と協議の上、本業務に係るASPサービスの運用計画書を作成し、第1章第6節の表の5で示す納入期限までに発注者に提出し、発注者の承認を受けること。

ア 運用管理体制、主任担当者、ヘルプデスク

イ 年間・月次運用スケジュール（計画停止等）

ウ 障害時の対応等

(3) データ管理

ア データ保存

審査システム、国税連携システム及び納税システムのバックアップデータは、受注者のデータセンター及びデータセンター以外の場所（日本国内に限る。）に2重保存すること。

(ア) データセンターについて、以下の要件を満たすこと。

- ① 「ISO/IEC 27001 (ISMS)」の認証を取得していること。
- ② サーバ室への入退室に、バイオメトリクス認証を利用していること。
- ③ 24時間365日、有人監視を行い障害発生時等の有事に備えること。
- ④ 免震構造により、震度7でも継続使用可能であること。
- ⑤ 自家発電装置により72時間以上連続運転が可能であること。

イ バックアップ

(ア) 審査システム

- a 申告書データ、運用管理業務用データ、アプリケーションやサーバー・ストレージ等の管理情報及びシステム構成情報の定期的なバックアップを実施すること。
- b 障害時にはデータを復旧できるようにすること。  
なお、申告データなど利用者のデータは少なくとも1日前の状態に復旧できるようにすること。
- c セキュリティパッチを適用した場合や業務アプリケーション、ミドルウェアのバージョンアップ等を行った場合は、システムバックアップを実施すること。

(イ) 国税連携システム

- a データベース領域、国税連携データ格納領域、データベース アーカイブログ領域の定期的なバックアップを実施すること。
- b 障害時にはデータを復旧できるようにすること。  
なお、国税連携データは少なくとも1日前の状態に復旧できるようにすること。
- c セキュリティパッチを適用した場合や業務アプリケーション、ミドルウェアのバージョンアップ等を行った場合は、システムバックアップを実施すること。

(ウ) 共通納税システム

- a データベース領域、納税データ格納領域、データベース アーカイブログ領域の定期的なバックアップを実施すること。
- b 障害時にはデータを復旧できるようにすること。  
なお、納税データは少なくとも1日前の状態に復旧できるようにすること。
- c セキュリティパッチを適用した場合や業務アプリケーション、ミドルウェアのバージョンアップ等を行った場合は、システムバックアップを実施すること。

#### ウ ログの管理

(ア) 利用者の利用状況、例外処理及び情報セキュリティ事象の記録（ログ等）を取得し、保存すること。

(イ) 保存期間は少なくとも利用者の利用状況は1ヶ月、例外処理及び情報セキュリティ事象の記録（ログ等）は1年とすること。

#### (4) 連絡業務

受注者は、本業務に係るシステムの稼働状況について、発注者に対して適切に報告、協議、周知を行い、影響を最小限に抑制すること。

報告内容	対処と考え方
計画停止	計画停止を行う日については、発注者と受注者が協議の上決定すること。その際にはできるだけ早い時期に周知を行うこと。
緊急停止	セキュリティ等に関する理由により、システムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに発注者に報告すること。
障害検知	障害を検知した場合には、速やかに発注者に報告すること。
不正侵入検知	不正侵入を検知した場合には、速やかに発注者に報告すること。

#### (5) 実績報告

受注者は、運用実績について以下の項目を年度ごとに報告すること。

なお、障害が発生した場合は、受注者は発生都度、速やかに報告をすること。

報告内容（報告単位）	内容
定期報告（月次）	運用実績、ヘルプデスクの実績
障害報告（都度、月次）	障害対応実績
その他（随時）	・ 上記以外の一時的業務遂行についての報告 ・ 更なるサービス品質向上に向けた提案

#### (6) ドキュメント管理

受注者は、以下のドキュメント管理を行い、必要に応じて改訂し、常に最新の状態に保つこと。

ア 仕様書の管理

イ 実績報告の管理

### 3 ヘルプデスク

受注者は、発注者からの電話又は電子メールによるシステムの操作上の問合せ対応を行うこととし、問合せについて、下記時間帯に対応することとする。

問合せ方法	対応
電話	午前9時から午後5時まで（休日等を除く。）とする。
電子メール	受付については、365日24時間対応とし、問合せ対応については、午前9時から午後5時まで（休日等を除く。）とする。

### 4 性能要件

#### (1) 性能要件

LGWAN回線の影響を受けない受注者のデータセンター内でのオンライン応答時間を10秒以下とすること。

#### (2) 信頼性要件

障害対応として、次のとおりとすること。

ア 1次通知（障害通知）を障害発生から1時間以内

イ 2次通知（障害復旧予定時刻等の通知）を障害発生から2時間以内

## 5 その他

### (1) 運用期間終了後のデータの引継ぎ

受注者は、運用期間終了後、運用期間中に蓄積されたデータを発注者に契約期間内に引き渡すこと。

なお、データ形式及び引き渡し方法は、共同機構で定めるもののほか、具体的には運用期間終了時に発注者と受注者が協議する。

### (2) 故障により連携サーバを交換する場合は、交換後不要となった記録媒体内の情報の消去又は記録媒体の破壊（以下「データ消去等」という。）を行った上で回収すること。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、令和2年5月14日付情報政策課通知「情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」（以下「データ消去手順書」という。）に定めるところによる。

### (3) 運用期間が満了した連携サーバについては、受注者は、速やかにデータ消去等を行った上で契約期間内に撤去を行うこと。

なお、データ消去等に係る具体的な手順は、データ消去手順書に定めるところによる。